

社会福祉法人みどり会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬、及び通勤手当
- (2) 非常勤役員等 報酬

(常勤役員の報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、常用職員給与規程第22条の規定に準じる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬は毎月25日に支給するものとする。ただしその日が休日に当たるときは、常用職員給与規程第7条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席又は他の業務のために出勤した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 800,000円

別表第2(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

区 分	日 額
理事会への出席	8,000円
監事監査等への出席	50,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	50,000円

ただし、評議員会および理事会への出席を除き、業務時間が4時間以下の場合は、半額とする。